

平成26年 9 月11日

9 月定例所長会見における所長挨拶内容

- 所長の横村でございます。
- 福島第一原子力発電所の事故から3年と6ヶ月になりますが、今もなお、福島県の皆さま、新潟県の皆さま、そして広く社会の皆さまに、大変なご心配とご迷惑をおかけし続けておりますことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。
- 本日、私からは3点お話しをさせていただきます。
- まずは、発電所敷地内外で実施しております地質調査の状況についてです。

ボーリングにつきましては、発電所敷地外の作業を鋭意進めており、6地点のうち5地点において現地の作業が終了し、残りの1地点においても今月中に現場作業を終える予定です。

敷地内で進めております1～4号機側の立坑の掘削作業については、継続して止水対策工事を行うなど、現在、横坑（よこあな）を掘削するための準備を進めているところです。

また、敷地外におけるトレンチの掘削については、今週始めより工事を開始いたしました。地層の様子を確認しながら掘削を進めてまいります。

現場の作業と並行して、収集したデータの解析や評価を行っており、評価状況を踏まえながら原子力規制委員会へご報告、ご説明を行ってまいりたいと考えております。
- 次に、発電所の安全対策への取組状況についてです。

発電所においては、規制基準や福島第一原子力発電所の事故の

教訓を踏まえ、安全対策工事を現場の安全を最優先に着実に進めております。

これら現場の工事と並行して、緊急時対応訓練にも力を入れて取り組んでいるところです。震災以降、総合訓練は30回、個別訓練は延べ約3,500回と回を重ねてきており、これまでに整備してまいりました安全対策の設備や車両の取扱い、事故時の情報収集や社外への情報発信など、一定の成果をあげてきているものと考えております。今後も、繰り返し訓練を重ね、いざという時の備えをしっかりと整えてまいります。

発電所の安全対策の取組状況や訓練の状況等については、発電所ホームページや広報誌ニュースアトムなどを通じて、今後とも地域の皆さまのご理解につながるよう随時情報発信に努めてまいります。

- 最後に、特定重大事故等対処施設に関する取り組みについてです。

規制基準においては、特定重大事故等対処施設について5年以内に設置することと義務づけられており、当発電所においては、来月より当該施設の準備工事に着手してまいります。

当該施設については、核物質防護の関係から非公開の扱いとさせていただきますが、規制基準に要求のある原子炉減圧機能、炉心冷却機能、格納容器冷却・減圧機能などを兼ね備えた施設になるものと考えております。

平成30年7月までの完成に向けて、工事を進めてまいります。

なお、建設にあたっては、発電所内に専門部署を設置し、建設工事を着実に進めてまいります。

- 本日、私からは以上です。

以上